

講師謝礼基準表

平成 29 年 4 月 1 日制定
令和 2 年 4 月 1 日改正

新潟県市町村職員研修所(以下「研修所」という。)が行う独自研修の講師に対する謝礼の基準を次のとおり定める。

講師区分		単価 (1 時間当たり)
庁外講師	1 市町村等職員	原則支給なし
	2 市町村長、副市町村長	10,000 円
	3 新潟県職員	原則支給なし
	4 小・中・高校の校長	図書券支給 (支給基準は以下のとおり) ・ 2 時間まで 3,000 円 ・ 2 時間超 5,000 円
	5 小・中・高校の教諭級	
	6 公共団体附属機関等の委員	7,000 円
	7 国又は国関係機関等の職員	原則支給なし。支給の場合は図書券 (支給基準は区分 4、5 と同じ。)
	8 教授	10,000 円
	9 准教授、講師	8,000 円
	10 弁護士	10,000 円
	11 医師	10,000 円
	12 民間団体の代表者、役員等	10,000 円
	13 民間団体の職員	8,000 円
	14 高度な専門技術者、有資格実技指導者等	7,000 円
	15 講演会の講師等	別に研修所の所長(以下「所長」という。)の定めるところによる。
	16 これらの講師のほか、各区分に準ずるものと所長が認める者	各区分に定める単価
庁内講師	17 新潟県市町村総合事務組合職員	支給なし